

平成 27 年 3 月

建設業者の皆さんへ

工事費内訳書の提出について

建設業法の一部改正及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正に伴い、町では、平成 27 年 4 月 1 日以降の建設工事に係る入札から、指名通知等入札説明書の定めるところにより、工事費内訳書を提出いただくこととなります。

この工事費内訳書に不備（例えば、提出者の誤記、工事件名等の誤記、入札金額と内訳書の総額の相違）などがある場合は、その者のした入札を無効とすることがありますので、次の事項に十分ご留意ください。

1. 対象工事

町が発注する工事のうち、一般競争入札及び指名競争入札に係るものを対象とする。

2. 提出方法

工事費内訳書は、入札時に入札書とともに封筒に入れて提出すること。

3. 記載内容等

工事費内訳書は、次に掲げるものとする。

- ①工事費内訳書の様式は、様式第 1 号を参考に作成すること。
- ②工事費内訳書の項目は、縦覧設計図書（建築・営繕工事等にあつては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書）に規定する工事内容の項目により、数量、金額を記載したものとする。
- ③値引き等の減額に係る項目は計上しないものとする。
- ④工事費内訳書の合計金額は、入札書に記載する金額と一致すること。

4. 入札の無効

次に該当する場合は、入札を無効とする。また、提出された工事費内訳書の引換え、変更又は撤回は認めない。

- ①工事費内訳書が提出されない場合
- ②入札案件名及び入札参加者名に誤りがある場合（ただし、軽微な誤記を除く。）
- ③数量又は金額が記載されていない場合
- ④入札書の金額と工事費内訳書の合計金額が一致しない場合
- ⑤値引きやマイナス計上の項目が記載されている場合
- ⑥計算が整合していない場合
- ⑦その他不備がある場合

